

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和元年12月12日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 零時27分 散会

## 付託事件

議案第106号，議案第112号，議案第118号，議案第119号，議案第120号，議案第124号，議案第125号，議案第133号中別表中歳出中第8款，議案第140号，報告第95号中第1表中歳出中第11款中都市建設委員会所管分

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第106号 水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例
- ② 議案第112号 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例
- ③ 議案第118号 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第119号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第120号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第124号 指定管理者の指定について
- ⑦ 議案第125号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑧ 議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第8款（土木費）
- ⑨ 議案第140号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分）

## 2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（2名）

議長	安藏栄君	議員	大津亮一君
----	------	----	-------

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君

生活道路整備課長	川 又 弘 一 君	河川都市排水課長	三 村 隆 君
建築課長	大 和 田 聡 君	土木補修事務所長	大 山 裕 己 君
内原建設事務所長	谷 萩 幸 治 君		
都市計画部長	高 橋 涼 君	都市計画部長 副 部 長	川 崎 洋 幸 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴 之 君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木 村 勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君	都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君
建築指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田 航 君
上下水道事業 管 理 者	檜 山 隆 雄 君	上下水道局 下 水 道 部 長	白 田 敏 範 君
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下水道整備課長	松 葉 光 隆 君
下水道施設 管理事務所長	川 原 井 正 浩 君		

6 事務局職員出席者

議事係長	綱 島 卓 也 君	書記	後 藤 あ かり 君
------	-----------	----	------------

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第106号ほか9件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案等の説明を求め、その後質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第106号ほか9件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案等の説明を願います。

なお、11月21日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第106号 水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 おはようございます。

それでは、市議会議案第106号 水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書①の63ページを恐れ入りますが、お開きください。

あわせてお手元のほうにお配りしております都市計画課提出の資料を御参照願います。

それでは、説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、令和2年4月の中核市移行により、県から屋外広告業の登録に関する事務が委譲されることとなるため、水戸市屋外広告物条例の一部を改正し、屋外広告業について、必要な規定を整備するものでございます。

次に、主な改正の内容についてでございます。

恐れ入りますが、参考資料の2ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

現行と改正案の表でございますが、左の欄が現行で右の欄が改正案となっております。

4ページの右の欄をごらんください。

下から5行目となりますが、第4章の2として、新たに屋外広告業の登録等に関する章を加えるものであ

ります。

以下、第35条の2においては、屋外広告業の登録や、登録の有効期間を5年とすること、登録の更新などについて定めております。

次に、5ページをお願いいたします。

中ほどの第35条の3においては、登録の申請手続について定めております。

次に、6ページをお願いいたします。

上から第35条の4では登録の実施や登録する事項などについて、第35条の5では登録申請事項に虚偽があった場合などは登録を拒否することができることなどについて定めております。

7ページをお願いいたします。上から3行目以降となります。

第35条の6では登録事項に変更があった場合の届け出、第35条の7では登録簿の閲覧、第35条の8では廃業する場合の届け出、第35条の9では登録の抹消について定めております。

次に、8ページをお願いいたします。上から6行目となります。

第35条の10においては、屋外広告物の設置等に関する講習会の開催について、第35条の11では業務主任者の選任やその業務内容について定めるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。上から4行目となります。

第35条の12では営業所ごとの標識の掲示、第35条の13においては帳簿の備えつけ、第35条の14では屋外広告業者に対する指導、勧告等、第35条の15では条例に違反した場合等の登録の取り消しなどについて定めております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第35条の16では、県の広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受けた業者についての特例を定めております。県の条例に基づいて登録を受けた業者が水戸市内で営業を行う場合は、登録の手続にかえて届け出を行うことにより、市の登録を受けた業者とみなすことができることを定めております。

11ページをお願いいたします。

第35条の17では監督処分簿の備えつけについて、第37条では、第2項として、屋外広告業に対する立入検査等の規定を追加するものでございます。

第38条の2については手数料に関する規定であり、屋外広告業の登録手数料として1万円、講習会の受講料については3,300円とすることを定めております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第40条の2として、登録を受けずに屋外広告業を営んだ者などについて2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処する罰則規定を追加するものでございます。

また、第41条においては、登録事項の変更等の届け出をしなかった者、業務主任者を選任しなかった者などについて100万円以下の罰金に処することとするものでございます。

その他、文言の修正を行うものでございます。

次に、施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

参考といたしまして、14ページ以降に茨城県屋外広告物条例の抜粋を添付しておりますので、後ほど御

参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、議案第112号 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例について、執行部から説明願います。

黒澤都市計画課長。

○**黒澤都市計画課長** それでは、引き続きまして、市議会議案第112号 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例について、御説明いたします。

議案書①の83ページをお開き願います。

あわせてお手元にお配りしております道路管理課、都市計画課提出の資料を御参照願います。

では、まず初めに制定理由についてでございます。

駅前広場は、交通の円滑化や憩いの空間を提供するための施設でございます。今後、本市の交流人口の増加に向けた取り組みを進めていく中、市の玄関口として駅前広場の安全で快適な環境を確保していくことが必要でございます。

そのため、市民の皆様が利用しやすい安全で快適な駅前広場の環境の確保を図るため、本条例により市及び利用者の責務、行為の禁止などについて定めるものでございます。

次に、条例案の主な制定内容についてでございます。

議案書①の83ページのほうにお戻りいただきます。

第1条は、安全で快適な駅前広場の環境を確保することを目的として定めております。

第2条については、この条例における駅前広場の範囲を告示によって定める旨を規定しております。

第3条については、市の責務を定めるものでございまして、安全で快適な通行環境、憩いの広場空間を提供するための施設の整備管理、あるいは地域活性化のための催しなどに駅前広場の利活用を図られるよう、市が必要な措置を講じるものということについて定めております。

第4条につきましては、利用者の責務を定めるものでございます。利用者は、駅前広場を誰もが安全で快適に利用できるよう心がけて努めるものについて、責務として定めております。

第5条については、駅前広場での禁止行為を定めたものでございます。禁止する行為については、第1号の施設または設備を損傷するおそれのある行為や、第2号、第3号に規定するスケートボードや指定場所以外の喫煙など、他の利用者が安全かつ快適に利用できなくなるおそれがある行為、第4号においては公共の場所であることに鑑み、営利目的による露店等の設置を禁止し、市民等が利用しやすい安全で快適な駅前広場の環境確保をしようとするものでございます。

なお、市長が特にやむを得ないと認めて、規則で定める場合にはこの限りではないとし、一定の場合は、この禁止行為の規定を適用しない場合もあるということについて定めております。

続きまして、第6条につきましては、禁止行為を行う者に対して、その行為の中止、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。また、その正当な理由がなく、その勧告に従わない場合については、勧告に従うよう命ずることができるものとします。

第7条については、駅前広場の施設、設備を損傷し、または滅失した者は、速やかに市長に報告し、原状

を回復することと市長が別に定める損害額を賠償することについて規定をしております。

第8条は、遵守事項等として、駅前広場の利用に当たっては、他の法令や規則で定める利用に当たってのルールを遵守するとともに、利用形態によっては、地方自治法あるいは道路法などに基づく許可が必要となる場合があることについて留意する旨を定めております。

第10条は、安全で快適な駅前広場環境確保のため、禁止行為の抑止力として罰則を定めるものであり、第6条第2項の規定による命令に従わない場合は、最大で5万円の過料に処することを定めるものでございます。

最後に施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明は以上でございます。

**○飯田委員長** 次に、議案第118号 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

**○大森建設部技監兼建設計画課長** それでは、市議会議案第118号 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案書①、95ページをお開き願います。

また、あわせて建設部建設計画課提出の参考資料のほうを御参照ください。

今回、この条例を改正する理由につきましては、国において自転車を安全かつ円滑に通行できるため設けられる自転車通行帯に関する規定を、道路構造令上、新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を定める改正が行われたことから、市道の構造の技術的基準を定めた水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例に反映し、関係規定の整備を行うものでございます。

今回の改正内容につきましては、第7条の2で自転車通行帯を設置すべき道路に関する規定を追加しまして、第8条第1項で自転車道を設置すべき道路に関する規定を変更するものでございます。

表中、参考資料の1ページ目、中段の表に示したように、交通量の条件や道路の設計速度により自転車を安全かつ円滑に通行させるための構造が決定されるようになりますが、備考のほうにもお示したように、状況により設置を要さないなど、現地状況に合わせて柔軟に対応できるような内容となっております。

施行の期日につきましては、公布の日を予定してございます。

なお、参考資料の次ページ以降には、2ページから6ページ目に新旧対照表、それから7ページ目に、今回改正されました国において改正された分の道路構造令を抜粋したものを提出させていただいておりますので、後ほど御参照ください。

あと、最後のページ、A3の折り込みのカラーの図面について、説明のほうをさせていただきます。

さき、11月21日の議会前委員会で請求のありました自転車道の位置に関する図面を今回提出させていただいております。

A3の図面の中で、水戸市内の自転車道として管理されている路線は青の実線で示した箇所となっております。図面の左側、下のほうの部分にお示ししております国道50号バイパスの小吹町入り口交差点から桜ノ牧高前交差点までの700メートルが国道のほうで自転車道として併用されております。

なお、この図中のほうで示しましたピンク、それから黄色などでお示した位置につきましては、自転車が道路を安全に快適に利用していただくために、視認性を高めた自転車のピクトグラム、自転車の絵みtainなものが道路に示してあるものがございますが、そういったものとか、青色の矢羽根の路面表示によりまして、通行区分のイメージなどを行った路線を今回こちらの図面でお示しさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第119号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 公園緑地課です。よろしく願いいたします。

それでは、水戸市議会定例会議案書①の97ページをお開きください。

市議会議案第119号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例については、公園緑地課提出の議案第119号参考資料により御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、開発行為による児童遊園の帰属に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、水戸市内原町中谷地児童遊園ほか6児童遊園について市民の皆様にご利用を供するため、当該条例に追加を行うものでございます。

3、条例の施行期日につきましては、令和2年1月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第120号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 住宅政策課です。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書①、99ページをお開き願います。

あわせて都市計画部住宅政策課提出の参考資料のほうをよろしく願います。

市議会議案第120号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、都市計画部住宅政策課提出の議案第120号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、来年の4月から施行されます改正民法に伴いまして、債権関係の規定の改正を行うとともに、公営住宅を取り巻く状況を踏まえ、関係規定の整備をし、あわせて軽微な文言の修正を行うものでございます。

2の主な改定内容でございますが、(1)入居者の資格要件から市内に住居または勤務場所を有することを削除する。(2)市町村税の完納に係る入居者の資格要件に例外を設ける。(3)連帯保証人に関する規定を削除。(4)債務の確保のため、敷金を家賃の2カ月から3カ月に改める。(5)不正入居者への請求に用いる利息の利率を改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

また、裏面の2ページから8ページまでが新旧対照表、9ページに参照条文をお示ししてございますので、

後ほどお目通し願います。

説明は以上です。よろしく願います。

○**飯田委員長** 次に、議案第124号 指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** 引き続き、公園緑地課です。よろしく願います。

水戸市議会定例会議案書①の107ページをお開き願います。

市議会議案第124号 指定管理者の指定につきましては、公園緑地課提出の議案第124号参考資料により御説明いたします。

1の理由につきましては、新たに7カ所の児童遊園について、指定管理者に指定追加するものでございます。

2の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市内原町中谷地児童遊園から(7)水戸市見川町丹下児童遊園までの7児童遊園でございます。

3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4の指定の期間につきましては、令和2年1月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしく願います。

○**飯田委員長** 次に、議案第125号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** それでは、市議会議案第125号 市道路線の認定及び廃止につきまして、御説明いたします。

議案書①の109ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定、廃止を行うものでございます。

ページを返していただきまして、110ページから112ページ目までが市道の路線を認定する一覧でございます。路線名、起点、終点、延長、幅員、道路種別などをお示ししてございます。

また、112ページの中段から113ページにつきましては、廃止に関する路線を記載してございます。

次ページ以降につきましては、認定及び廃止に関する位置図を示してございまして、114ページ目から126ページ目までが認定、それから127ページ目から129ページ目までが廃止の位置図となっております。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○**飯田委員長** 次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、執行部から説明願います。

初めに、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について、大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** それでは、令和元年度の補正予算について、御説明をいたします。

議案書⑦の15ページ並びに議案書⑧の22ページ及び23ページをお開き願います。

詳細については、議案書⑧のほうで説明をさせていただきます。



ページ中段の表にお示ししてございます8款土木費，1項土木管理費，1目土木総務費につきましては，建築行政に要する職員給与費などを369万2,000円増額するものでございます。内訳につきましては，給与改定に伴う増加額が72万3,000円，その他の増減額としまして，人事異動等に伴う所要額の変更が296万9,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に，2目建築指導費について，黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして，同じく22ページ，23ページでございます。

8款1項2目建築指導費につきましては，建築指導に要する職員給与費を198万3,000円増額するものでございます。内訳につきましては，給与改定に伴う増加額が68万1,000円，その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が130万2,000円の増額となっております。

説明は以上です。

○飯田委員長 次に，2項道路橋りょう費及び3項河川費について，大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 続きまして，同ページ，22ページ，23ページの表中下段にお示しました8款土木費，2項道路橋りょう費を御説明いたします。

1目道路橋りょう総務費につきましては，道路管理に要する職員給与費などを289万7,000円減額するものでございます。内訳につきましては，道路管理に要する職員給与費につきまして，給与改定に伴う増加額が100万6,000円，その他の増減額といたしまして，人事異動などに伴う所要額の変更が443万8,000円の減，合わせて343万2,000円の減額となっております。さらに，道路管理経費につきまして，職員の育児休業に伴い臨時職員1名を雇用したため，所要額53万5,000円の増額を行うものとなっております。

次に，3目道路新設改良費につきましては，道路新設改良に要する職員の給与費を1,334万5,000円増額するものでございます。内訳につきましては，給与改定に伴う増加額が140万2,000円，その他の増減額といたしまして，人事異動などに伴う所要額の変更が1,194万3,000円の増額となっております。

ページを返していただきまして，24ページ，25ページの中段の表にお示しております8款土木費，3項河川費，1目河川総務費につきましては，河川管理に要する職員給与費を137万5,000円減額するものでございます。内訳につきましては，給与改定に伴う増加額が56万3,000円，その他の増減額といたしまして，人事異動などに伴う所要額の変更が193万8,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に，4項都市計画費，1目都市計画総務費について，黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして，8款4項1目都市計画総務費につきましては，都市計画行政に要する職員給与費を977万4,000円増額するものでございます。内訳につきましては，給与改定に伴う増加額が158万4,000円，その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が819万円の増額となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、4目街路整備事業費について、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 続きまして、表中の下段にお示ししました4目街路整備事業費につきましては、街路整備事業に要する職員給与費を913万3,000円減額するものでございます。内訳につきましては、建設計画課所管分として給与改定に伴う増加額が32万円、人事異動などに伴う所要額の変更が1,068万9,000円の減額、合わせて1,036万9,000円の減額、都市計画課所管分として給与改定に伴う増加額が5万4,000円、人事異動などに伴う所要額の変更が118万2,000円の増額、合わせて123万6,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、6目公園費及び5項住宅費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、8款4項6目公園費につきましては、公園建設事業に要する職員給与費を401万9,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が22万4,000円、その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が424万3,000円の減額となっております。公園等管理費につきましては、一般社団法人水戸市公園協会の職員給与を市の職員に準じて改定するため所要額20万7,000円の補正を行うものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。

8款5項1目住宅管理費につきましては、住宅行政に要する職員給与費を127万6,000円減額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が27万2,000円、その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が154万8,000円の減額となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第140号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 次に、議案第140号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

説明につきましては、別冊の議案書⑩の令和元年度下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書（第2号）により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書⑩の15ページ、16ページをごらん願います。

議案書⑩の15ページでございますが、収益的収入及び支出の支出におきましては、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により、それぞれの目について人件費の補正を講ずるものであり、合計といたしまして1,488万円を減額するものでございます。

ページを返していただきまして、17ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の支出におきましても同様に、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により、それぞれの目について人件費の補正を講ずるものであり、合計として394万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○飯田委員長 次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分）について、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、報告第95号 専決処分につきまして、説明のほうをさせていただきます。

議案書①の145ページ並びに議案書④の8ページ及び9ページを御参照願います。

この件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるとでございます。

議案書④の8ページ及び9ページのほうにお示ししましたとおり、表中の一番上の表、11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費でございますが、台風第19号に伴います道路橋りょう災害復旧事業費といたしまして5億7,000万円の補正を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で、提出議案等についての説明は終了しました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第106号 水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは、中核市の移行に伴い、屋外広告物業者の登録制度を水戸市で設けるといものなんです、これまで県に登録していた業者が今度は水戸市に登録するということになるんですけれども、その登録の仕方はどのようになるのか、そして水戸市の登録業者はどのぐらいを見込んでいるのか、お答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目、どういった手続が必要かということだと思いますが、県の条例に基づいて登録の手続をした屋外広告物条例の業者が水戸市の区域内で屋外広告業を営もうとする場合には、その登録という手続ではなくて、他に届け出をしてもらうことによって、水戸市のほうの登録をした業者とみなすという形に条例上しております。

また、どれくらいのお話なんです、実際、届け出がある件数まではちょっとこれからなものですから把握はできませんが、現在、令和元年10月1日時点で茨城県の条例に基づいて登録している業者数は915件となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今まで県に登録した業者が再度水戸市で登録ということはやらない、届け出すればいいということで、事務が簡略化するということになるわけですね。

わかりました。

それから、県全体で登録業者が915件ありますけれども、そのうち水戸市に届けを出すという業者はどのくらいかはわかりませんか。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 現段階では、やはり県の登録業者数を把握しておりまして、あとそれ以外に我々のほうで把握している数字としましては、水戸市内に広告業で営業所、本社がある事業者については70件ということでございます。ただ、届け出自体はそれよりも多くなるだろうというふうに予想はしております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 県のほうの登録業者は業者として、それはもう自動的に水戸市の行政区域の中にこれは設けるということですね。そうすると、県に登録していない業者であっても今度は水戸市だけに登録をする業者というのはこれから出てくるということですね。

これは、今度は公募というか、これが終わった後、どのような手法で流していくのか、スケジュールとあわせてお願いします。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 今回の水戸市の中核市移行に伴いまして、どういった制度になるのかということのPRについての御質問だと思います。

条例自体は、本定例会で可決をいただきました後に、施行期日としては来年の4月1日を予定しております。その3カ月の間に当然ホームページのほうでも周知をいたしますとともに、広告業に関しては茨城県の屋外広告物業協会という協会がございますので、こちらを通したPRのほうもしっかりと行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第106号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第112号 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第112号について質疑いたします。

今回の条例では、表現の自由を妨げることがないようにということで、第5条の条文に行為の禁止というのを4項目つけ加えました。

そこで、第5条の行為の禁止、禁止される行為についてお聞きしたんですけれども、1つは施設または設備を損傷するおそれがある行為とは何を指すのかということで、具体的に例えばのぼり旗などを掲げることは禁止となるのかというのを1点お聞きしたい。

それから、2つ目はローラースケート、スケートボード、その他これらに類する行為というのは、何を指

すのかということで、これは今回、萩谷副委員長が議会で質問いたしましたけれども、街頭宣伝とか署名活動だとか民間企業による宣伝活動が禁止されないということを答弁したんですけれども、さらにチラシの配布とか、ポスターの掲示、手に持ってポスターを掲示することは禁止しないということなのかをお答えいただきたい。

まず、この2つについてお答えください。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目が第5条の第1号の施設または設備を損傷するおそれある行為は具体的にはどういったものを想定しているのかという御質問だと思います。

こちらにつきましては、例えば駅前のペDESTリアンデッキ等においてたき火をしてしまうだとか、あるいは花火をするですとか、あと、北口も南口もそうなんですけど、看板ですとか、モニュメントといったいろんな施設、設備がございます。その上によじ登ってしまったり、ぶら下がってしまったりですとか、あとは極めて重たいものを乗せてしまうような行為ですとか、そういったものを想定しております、物理的にその施設または設備を損傷するような可能性を伴う行為を想定しております。

2番目の……

○中庭委員 のぼり旗なんかどうですか。

○黒澤都市計画課長 のぼり旗については、のぼり旗そのものを禁止することは施設などを損傷するおそれには該当しないとされておりますが、その設置の方法によって、例えば粘着性の強い物質をもって手すりに結びつけてしまうような場合、手すりに負荷がかかってしまうような場合というのは、それによつてのぼり旗自体はほかの場所にしてくれとかというような話はあると思いますが、のぼり旗の設置そのものをこれで規制するといった内容にはなってございません。

2番目のローラースケート、スケートボード、その他これらに類する行為ですが、こちらについては、本会議でも答弁いたしましたとおり、キックボード、キックスケーター、インラインスケート等車輪付きの遊具を想定しております、チラシ、ポスターを掲示することはこれらに類する行為の中に含めてはおりません。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、あと専ら営利を目的として露店、その他これに類する設置というものが禁止されておりますけれども、その他これに類する設置という中に、例えば街頭宣伝などをやる場合に、背が低い人は下に、演台としてビール瓶のプラスチック製のケースの上に乗っかってやることもあるんですけども、こういうものは禁止されないということですか。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 4号の規定につきましては、専ら営利を目的として、露店、例えば神社の境内とかでやるような露店みたいなものを想定しております、街頭演説をする場合にその下に乗せる、その下の台ですか、そういったものに関しては4号の規定で想定は、禁止行為の対象とはしておりません。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、今度はスケートボードについては禁止をするということになっております。しかし、これらを禁止するということによって、1つは子どもたちに与える影響なんですけれども、スケートボード場をつくりたいということで、今、3,000名の署名も市長に提出されていますけれども、何かスケートボードが悪いスポーツであるかのような印象を与えるのではないかとということで、私はやっぱりスケートボード場をちゃんと設置した上で、どうなのかということを考えるのはいいんですけれども、スケートボード場がない中で、いきなり禁止しているというのは、何かどうなのかなということについてお答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

スケートボードが悪いものという印象があるのではないかとという御質問の部分についてでございますが、駅前広場などでスケートボードをやると、歩行者に危険が及んだりですとか、音がうるさいといった問題が全国的にも起きております。

本市におきましても、夏休み期間中などでは、これは主に警察のほうに寄せられた苦情が、ほぼ毎日スケートボードに関してはあったということでありまして。

そういったことで、スケートボード自体は、オリンピックのスポーツにもなっております。そういったスポーツですので、ほかの人に迷惑をかけるような形態でやることは、逆にスケートボードの印象を悪くするのではないかとすることも考えられますし、また、そういった駅前広場のようなほかの歩行者がいる中でやるということは、やはり事故にもつながりますので、そういったものを未然に防止するといった観点から禁止行為というふうに規定をしております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 再び質問いたしますけれども、第8条なんですけれども、第8条に駅前広場の利用に当たっては、その他の法令及び規則の遵守となっているんですけれども、これは何の法令を示しているのかということなんです。そこをお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

第8条中のその他の法令の想定だと思います。こちらにつきましては、道路交通法ですとか、あるいは例えば屋内広告物を設置するような場合などは、屋外広告物条例に基づく許可が必要になるということがあつたりしますので、そういったことに留意して利用されたいということを確認的に規定しているものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、道路交通法なども入るということですね。県道路交通法施行細則では、第23条で街頭宣伝、これについては許可なく行うことは禁止と。そうすると、今、駅前では、街頭宣伝を行

えるということになっていますね。今度は、この条例の第8条によって、これが今度は規制できるということにならないかということなんですが、いかがでしょうか。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 お答えいたします。

県道路交通法施行細則第23条の規定は、あくまで道路交通法の規定でございます。この条例は、この条例で定める禁止行為以外の行為であっても許可を必要とする場合がありますよということ、単に確認的に規定しているだけでございまして、この条文をもって新たな規制をするといったものではないと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今まで水戸駅前なんかでも、赤塚駅前でも、街頭宣伝をやっておりますが、これが、結局、第8条が拡大されて、規制されてしまうのではやっぱり表現の自由を侵害するという事になってしまうので、私は非常にここは危険性が残るのではないかなというふうに思います。

そして、今回、第10条で5万円の過料について規定ができました。したがって、市の条例で、命令が来て、命令に違反すれば5万円の過料ということになるわけですが、これ、県内にはないですね、こういう駅前広場の利用の中で5万円も罰金をとると、過料ですけども。これは、やっぱり水戸市の条例には必要ないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

罰則規定の必要性についての御質問だと思いますが、やはり行為禁止といったものを定める場合においてはその条例の規定自体に実効性あるいは抑止力を持たせるために、こういった規定は必要だと考えております。

ただ、こちらの条例に関しては、禁止行為があった場合、即、過料をかけるものではなくて、間に注意勧告、命令といったものを挟んでおります。他の自治体として県内ではございませんが、県外ではいきなりその過料を科しているといった例もございます。今、そういったことから慎重な手続となっていると思いますし、あとは5万円を全てかけるということではなくて、5万円以下という規定になっておりますので、それは行為の悪質性、あるいは年齢ですとか、そういったものを総合的に勘案して、過料についてはかけるか、かけないか、金額も含めて慎重に判断をしていきたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 過料を科すことができるのは、県内では水戸市だけですね、この条例ができれば。水戸市以外ないですね。

それと、全国でも、これは少ないほうなんですよ。だから、これによって結局、いろいろな批判があったということで、例えばスケートボードの子どもたちについても過料の対象になるということなので、私は、これは基本的になじまないものだと思いますので、ぜひこれはやっぱりこの5万円以下の過料については撤回をすべきではないかというふうに思います。

それと、あともう一つは、ちょっとお聞きしたいんですけども、茨城県弁護士会が会長声明で、駅前広

場のような公共施設の利用は原則として自由に認められるべきであると。したがって、できる限り表現の自由の保障が図られるべきであると。それで、本条例案は、表現の自由を保障した憲法第21条に違反する疑いが極めて濃厚だということを声明で述べたんです。これについてどういうふうにか考えるか、再度お聞きしたいと思います。

○飯田委員長 それはいつの声明ですか、日付。

○中庭委員 日付は11月22日です。

○飯田委員長 22日、かなり前ですね。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

11月22日付で茨城県弁護士会の会長声明はいただいております。

ただ、それはまだパブリックコメントをやっている段階のあくまで条例案の概要に対しての意見でございます。今、今の議案として上程させていただいている条例に該当するものではないと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 茨城県弁護士会で憲法委員会というのがありまして、令和元年12月2日、高橋市長宛てに茨城県弁護士会の憲法委員会の方々が、今回の条例についてというものをいたしました。この中では、禁止行為が限定されて明確化されたということには一定の評価をします。しかし、この条例は修正条例案についても、第10条において、5万円の過料が定められているということで、要するに違反したら5万円ということは、これはやっぱり駅前広場の自由な利用を妨げるということで、不当な市民の自由の侵害となり得るということで、行政法上の比例原則にも反し得るということを述べているんですね。

これについてはどういうふうにか考えるか。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

罰則規定につきましては、先ほども申し上げましたように、やはり条例として安全で快適な環境を確保していくために必要最小限の行為を禁止行為と定めて、その規定について実効性を持たせるために必要な規定だと考えております。

ただ、条例の運用に当たりましては、そういった御意見もいただいておりますことから、この条例が実際に施行された後に、施行されるタイミングではちゃんとマニュアルみたいなものを作成して、基本的に行政の恣意的な判断ができないような形でしっかりとそこは管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 中庭委員の関連の今の問題なんですけれども、私はこの条例をつくっていくのには、むしろ遅かったんじゃないかというふうに思います。

要するに、あそこは都市計画部の管理区域ですね。ですから、これまでにスケートボードやいたずらやいろんな問題で、それなりにつまずいたり転んだりという問題もあったと思います。ですから、これまでに



ここにそういう経費というのがどのくらいかかっていたのか、これ、今まで私らは説明を受けたことはないんです。

ですから、当然、私はこういう条例というものは、とうに早くつくっておくべきだったのではないのかなというふうに思います。

子どもたちがスケートボードをやったらどうするんだと、今、中庭委員のほうからも話がありましたけれども、子どもの場合は親もいるし、責任義務者もいるわけですよ。ですから、水戸市がそこで監視しているというばかりにもなかなかいかないだろうというふうに思います。ですから、監視カメラをつけるなり、何なりして、さらに一步、この条例に合ったような設備というものは必要になってくるんじゃないのかなというふうに私は思っています。それは要望です。

ですから、概算でわかっておれば、これまでにそういう壊された部分等々に対する経費がどのくらい今までかかっていたのかと、私はかかっているのはわかっているんですよ。

私も頼まれているんです。都市計画部のほうに早く直してやれというふうなことを私も何回か、駅構内で働いている方々からそういう要望もいただいていますから。

ですから、やはりこういう条例というものはいち早く立ち上げるべきだったのではないのかなというふうに私は思っていますので、繰り返しになりますけれども、経費なんかはわかれば教えていただきたいし、5万円の罰金なんていうものは当然だと思っていますから、むしろ私は最低額が5万円かなと思った。やっぱり直すのに、壊されて、5万円では補修はできませんよ。それ以上かかりますよ。これ、都市計画部のほうの経費になっちゃうんですよ。血税で直していくようになっちゃうの。ですから、この5万円以下という部分については、むしろいかなものかなと、逆に私はこう思っています。わかりました。

経費なんかわかりますか。おおむねでいいです。わかれば、お答えください。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

これまでタイル修繕等で要した費用ということになりますが、これは実際にスケートボードのために、いたずらによるものなのか、あるいは施設の劣化によるものなのかというところは、そこはちょっと判別ができないので申しわけございませんが、ただ、実績といたしましては、例えば平成27年度ですと約90万円、平成28年度であれば70万円、平成29年度であれば50万円ぐらい、施設の修繕に費用を要しております。

それ以外にも別途費用の修繕はございますが、あとは過料が5万円以下というのが少ないんじゃないかというところがございますが、実際にこの過料とは別に、本当に施設を壊したということが明らかである場合には、こちらの条例の第7条の規定によって、損害賠償等を請求することができる形になっておりますので、悪質の場合はそういった形によっても対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○松本委員 カメラの件は検討の余地はありますか。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

北口の広場におきましては、もう既に防犯カメラを設置してございます。

○松本委員 してあるの。

○黒澤都市計画課長 こちらは我々のほうではないんですが、防災のほうの関係で防犯カメラがたしか3カ所ぐらい設置してあったと思います。

○松本委員 あ、そう、了解。終わり。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ちょっと私、質問したいんですけども、今、タイルの整備、補修費などが結構かかっているという話がありましたよね。このうち、スケートボードの——よくわからないと言ったよね。

だから何か、そうなると、わからない話をしているわけですよ、ここでは、課長は。課長がわからない話をしている。

要するに、何かあたかも全体がそうであるかのように言っていないけれども、しかし、そういう答弁は根拠がないですよ。答弁、根拠ないですよ。例えば、90万円あれば、90万円のうち、幾らかかったのかという根拠のない答弁をするというのは私はおかしいと思いますよ、これは。

[発言する者あり]

○中庭委員 おかしいですよ。だって……

[発言する者あり]

○中庭委員 いや、松本委員そういうね。

○飯田委員長 いや、ちょっと、根拠のないという言い方ではありませんでしたよ。

それは、スケートボードかわからないけれども、90万円かかったと言っただけですよ。

○中庭委員 90万円かかったというだけでしょ。そのうち、何か、例えばスケートボードで幾らぐらいかかったのかというのはないでしょう。そういうやり方の答弁、私はまずいと思いますよ、これは。

さらに、私、質問したいんですけども、スケートボードについては、笠間市でも立派なスケートボード場が今完成しつつありますよね。坂東市でも1億円をかけてスケートボード場をつくってあるから、そういう点では私はやっぱりそういうものをきちんと整備しないで、何かスケートボードを禁止すると、駅前で禁止をするというのはちょっと私は行き過ぎではないかなというふうに思うんです。

そこで、もう一つ、質問したいのは、茨城県弁護士会の憲法委員会でも、要するに、水戸市条例案の第8条を根拠にして、その他の法令の遵守を理由に市が市民の広場を使用することに介入するおそれがあるということも述べているんですよ。

したがって、今回の条例が全く必要ないのに、結局、これでもって市民の自由な利用、表現の自由を縛るような条例にこれはならざるを得ないということなので、この条例はやっぱり非常にそういう点では、憲法第21条で保障された市民の表現の自由を侵すものになるというふうに私は思います。

最後に、今、駅前の北口に看板があります。南口にも看板がありますよね。しかし、私はあの看板はふさわしくないと、この条例から見ても。ということなので、やっぱり直ちに撤去すべきじゃないかと思うんですけども、その点について、もう一度答弁を求めたいと思います。

○飯田委員長 それ、本会議でやったところの部分の……

○中庭委員 そうそう、本会議では……

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの駅前広場の看板についてお答えいたします。

これらの看板については、現行の例えば道路法ですとか、地方自治法に基づく施設管理のために、駅前広場の施設の管理上、支障を及ぼすおそれのある行為について、許可などが必要であるといったことをお知らせしております。

こちらの看板については、新たな条例の制定を踏まえて、その後続く規則ですとか、そういったものを踏まえた上で、お知らせする内容をきちんと整理した上で、新たな看板につけかえていきたいと考えております。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 私も駅付近にいることが多いので、かなり夜とかも確かにスケートボードをやっている方を見かけることがあります。ただ、確かにスピードも出ていますので、危険だなというふうには思う、本人がけがをしないかなということとか、周りの人を巻き込まないかなというのは懸念しておりましたけれども、松本委員がおっしゃったように、こういう多くの市民の方、また、利用する方の安全ということに対しては一番重要なことなので、こういうことは大いにいいことだなと思います。

ただ、1つ懸念するのは、駅前広場ということで、そこを離れたところの、実際、私も水戸中央郵便局の本局の前のところとか、常陽銀行本店の前のところとか、さまざまところでちょっとお見かけするんですけども、わざわざそこまで歩いて行ってやっているという感じで、これ、全体的に縛りというのはないんでしょうか。例えば、ポイ捨て条例とか、あるいは迷惑条例とかありますね。そういう中で、縛られるものなのかどうか。

というのは、今回、駅前ができなくなってしまうと、ほかに移動してということが懸念されるので、そういう検討、もしないとすれば検討されたのかどうかというのをちょっと確認したいんですけども。

それと、先ほど中庭委員がおっしゃった中で、掲示板の話が出ましたけれども、4月1日から条例が施行になりまして、ここの中だけでもちょっとこれはどうなるんだということで疑問点があるわけですから、市民の方がその広場の使い方、不安というか、逆に制約されてしまうのかというふうに考える方もいらっしゃると思うので、その辺を明確に、皆さんがわかるようなものを具体的に示さないといけないのかなということを思います。

その点、2点についてちょっとお願いします。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

1点目の駅前広場以外の場所でのスケートボードということに関してなんですが、これは、大変、警察の方ともいろいろお話をいたしますと、道路交通法の中では完全に規制をできない、道路交通法はあくまで通行が頻繁な状態である道路の部分でないと、道路交通法上はそれを規制をすることができないというお話がありました。

ただ、パトロールの中で、それが危険だというような判断をすれば、それは法に基づくものではないんですが、注意をしているということでございまして、ただ、市の内部でもそういった話はあるんですが、一応法律がそういった形になっているものですから、今回についてはあくまで水戸駅前というものが重要な場所であるということに鑑みまして、その部分を条例とさせていただきます。

あと、2点目の周知なんですけど、これは御指摘のとおりでございまして、わかりづらくなるということはおかしいと考へております。これについては、駅の北口、南口もある程度、手続も一緒にそろえられるような形で、ホームページで整理をいたしまして、きちんと公表をしていきたいと考へております。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第112号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第118号 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

松本委員。

○松本委員 この道路の構造ですね、青印で1本だけ水戸市で、この構造に該当する都市計画道路があったのかな。

これは自転車の、構造のと違うものですか。構造のあれでしょう、技術的基準を定める条例でしょう。

だから、道路の幅員とか何かにかかわる問題ですよ。ですから、水戸市内で今現在、この構造に該当する道路というのかな、何本あるのか。という私はないんじゃないかなというふうに思うんですけども、今後のその道路の整備については、こういう方向でやっていくということなのかとか、この該当する道路というのは今ありますか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

すみません、説明が不足していたかもしれませんが、先ほど参考資料のほうで提出させていただいておりますA3折込みの資料の中で、青の実線で書いてあります左側の下面のほうにございます国道50号バイパスという形で、引き出し線を出していますこの区間が、車道の両側に自転車道路として双方向で走れるような自転車道が、唯一市内ではここ1カ所700メートル区間に整備されているのみとなっております。

○松本委員 今、都市計画道路3・3・1号線、あれは県の方の施工ですか。

○大森建設部技監兼建設計画課長 市ですね。

○松本委員 ああいう道路というのは、これには該当しないんですか。幅員が足りないということですか、どういうことなの。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 松本委員の御質問にお答えします。

今、御質問いただきました駅南から真つぐ南のほうに上がっていく坂道のところで行わせていただいている事業は、こちらの図面でピンク色で示したものになってございまして、道路の構造的に、今回の自転車

通行帯としても一部幅員が欠損してしまったりするような形になっております。

ただ、今回の法改正自体が、事業中の道路に対しては適用しないということもありまして、それ以前から車道の部分を混在するような形で自転車が安全に走れるように、また、歩行者のところを自転車が走ることによって事故が起きる事例が多々あったものですから、そちらのほうを防ぐために車道の端をきちんと自転車が走っていますよということで、自転車もそこを走る、それから車もそこで自転車が走っているということで、お互いに認識をしていただいて、安全に走行できるような形で進めているのが、今、市内で行っております青い矢羽根とか、区画線を使って標示しているものがそういった事業になってございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私もよく図面の見方もわからない、ごめんなさいね。

元吉田から酒門六差路の方面に今工事をやっていますよね。あれは都市計画道路3・3・2号線ですよ。あれは県が施工でしょう。そうすると、こういう道路の構造というか、あれには該当するんでしょう。都市計画道路3・3・2号線は。その辺は県のほうとの何か調整というのはやっているんですか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今、お話がございました都市計画道路3・3・2号線の酒門のあたりでやっている事業につきましては、県のほうで行っている街路事業ということで整備が進められておりますが、実は、今回水戸市のほうでこの条例としてやらせていただいた水戸市の道路をつくる時に決める内容について、こうしましたということなんです。県も同じような内容のものを持ってございます。ただ、県はまだこの自転車通行帯という規定を含めた形の条例の改正が行われていないというような状況もございまして、県のほうでは今進めている事業の中では、こういった自転車通行帯としてつくことはちょっとまだ想定はしていないような形でしょうかっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 これ、水戸市役所の周辺に自転車道がありますよね。この自転車道は、今回提案された自転車通行帯に当てはまるんですか、これは。どっちかに当てはまるんですか。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今、お示ししていただいた写真に示したようなものにつきましては、この図面でいうと市役所の周りのところで赤線で囲ってある部分になってございますが、今回の規定で追加をされます自転車通行帯とか、自転車道には該当いたしません。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この自転車道はどこに該当するんですか。それとも、これは勝手に市がつくっている道路なのか、何か条例上、法律上、該当するものはあるんですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

市の道路の構造を決める構造令の中で適用しているかどうかという話になりますと、この中の規定には該当いたしません。ただ、自転車は安全に走れるようにという施策を市のほうで決めてございまして、水戸市の自転車利用環境整備計画というものを策定しておりまして、その中で、自転車と歩行者が錯綜しないように、それで事故なんかを起こさないように自転車は車道を走っていただく、道路交通法でも自転車は車両であるということで、車道を走らせるということになっている決まりがあつて、それを踏まえて車道を自転車が安全に走れるように、また、走っている自転車が必ず自動車からも視認できて、安全にお互い認識できるようにということでやっている施策の一つでそういったものを設置しているものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、水戸市の条例あるいは水戸市の規則みたいなもので、この自転車帯を設置しているということなんです。どうなんですか、答弁が曖昧。ちょっともう一度。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 道路の構造に基づく条例に合致したものではない、任意でやっているものでございます。

○中庭委員 そうすると、この構造令で見ると、2メートル以上ですよ、自転車道というのは。自転車通行帯というのは1.5メートル以上で。これ、私、ちょっと見たら1メートルですね。だから、結局、これは該当しないんだけど、しかし、自転車の安全、それから歩行人の安全で、結局こういうものをつけている。これは非常にいいことだと思うんですよ。1.5メートルあれば、道路を走るところがなくなっちゃう。だから、そういう点では、私はぜひこういうものも、水戸市の任意の自転車道を積極的につくっていただきたいと思います。

そこで、もう一つ、ここに改正内容の備考の2に、設置が困難な場合には設置を要しないと。これは何ですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この参考資料の2番に書いてあります地形状況などの特別な理由により設置が困難な場合には、設置を要しないと書いてある部分につきましては、どうしてもこういった幅を確保するという形になった場合には、既存の道路の幅員でおさまらないことが多々ございます。そういった場合に、両側に例えば大きなビルが建っていて、そういったものをどかしてまでやるのかとか、そういった部分の物理的条件とか、どうしても左右することがございますので、そういった場合には、やむを得ない事情においてはやらなくてもいいですよというような形の規定になっているものをお示したものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 結局は、この改正はするけれども、これに基づく自転車道の、あるいは自転車通行帯の計画というのは今ここにはないんですね、これね。書いてないんですよ。

やっぱりそれは、水戸市は道路が狭いからですか。こういうものをつくったら、車が走れなくなってしまうということで、できないということでこの条項を入れたら、結局、これ、死文化しちゃうんじゃないかと思うんだけど、どうなの。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回のこの条例改正で含めさせていただいた自転車通行帯を初めとするそういった施設につきましては、今後、新設をする道路に適用できる場合にはということで、今の既存道路でやっぱりやるという形になりますと、どうしても現在の幅の中でどうおさめるかという話がございますので、今後、そういった新設道のとときにどうやっていくかというのを決めていくという形で考えていきたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 自転車通行帯等をぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第118号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第119号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

松本委員。

○松本委員 私もはっきりわからないんですけども、開発行為で公園をつくるでしょう。そのつくる側に対しての遊具等について、ある部分とない部分とがありますよね。これは特別、水戸市のほうで義務づけているわけでもないし、ただ、総面積の中でただ面積だけを確保しなさいというのであって、要するに、遊具をつけなさいという決まりというのは別にないですよ。あつたら、おかしいんだよね。あつたらば。あるやつとないやつとあるんだから。

だから、私はないんだろうと思っているんですけど、それを確認をしたいと思います。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、開発行為による遊具の設置につきましては、面積によって、それぞれ遊具を設置する決まりといたしますか、内規はございます。それをもって、開発業者さんと話をさせてもらって、実際にそういった遊具を入れさせてもらっております。

ただ、恐らく今回の案件で遊具がないものがあるので、そういったお話なのかなというふうに思っているんですが、ちょっと経緯からお話しさせていただきます。

まず、鯉淵町五ノ割第1児童遊園になるんですけども、こちらについては、平成13年の開発行為で、当時の内原町が帰属を受けたものでございます。

その後、平成17年に水戸市と合併をしました。合併後の旧内原の都市整備事務所というところで所管というか、持っていた。それで、平成26年に組織の改編によって、公園緑地課のほうに移管がされました。公園緑地課の所管となった当時ですけれども、改めて地元の方々と施設などのあり方についてお話をしたんですが、全てが木製だったもので、平成13年のものだったので、全部使えるものではなかったんです。あわせて公園と民地の仕切りがないもので、のっぺりとした公園になっていましたものですから、ちょっとそ

ういったものを、きちんと今、水戸市でやっている児童遊園の形態にしなくてはということで、まず、塀をかけさせていただきました。塀というか柵ですね、周りに。遊具については、ちょっと老朽化して使えるようなものはなかったの、一度撤去をさせていただきました。地元の公園愛護会というものが結成されておりますので、今後、その人たちとお話をしながら、遊具の設置をしていきたいと。まずは、児童遊園として登録してやっていきたいということで、今回、遊具はない形にはなっているんですけども、そういった昔の経緯もございますので、こういった形で児童遊園として、今回、児童遊園条例のほうにお示しをしたものでございます。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 わかりました。

私は、今回の開発行為か何かでもって、この鯉淵町の五ノ割と言うんですか、これ、議長がここにいますけれども、議長の家のほうなのかと思うんですけども、要するに、この形というのかな、児童遊園としての形、この辺のところも今後、これ、変則されているんでしょう。三角形でも四角形でも何でも構わないんだけれども、直線は直線でなければ、やっぱり子どもたちの広場としての有効な活用というのはなかなか難しいのかなと。

ですから、この今、課長から説明があったように、近隣の方々と調整をして、遊具なり何なりはつけて、幾つつけなければならぬとかというような決まりというのはあるんですか、何と何と何をつけなくちゃならない、決まりというのはあるんですか、じゃ、教えてください。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

児童遊園の面積になるんですが、120平米から300平米の間の児童遊園については、小さな遊具を1基設置するというようにしております。また、面積が300平米から500平米の児童遊園については、遊具2基の設置でございます。面積が500平米以上になりますと、遊具2基なんですが、そのうちの1基は複合遊具といまして、ちょっといろんな滑り台ですとかブランコですとかそういったものが複合的に一緒になっているようなものを1つはつけてもらうというような形で、開発業者さんとお話をさせていただいています。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 つけていただくことは大変結構だと思います。

ですけれども、形だけで、例えばブランコにしても壊れてしまうようなもの、万が一けが人が出て、そうすると、水戸市の責任になっていってしまうでしょう。ですから、きちんとして規格に合ったようなものをやはりそれぞれの業者なり何なりに指定をしてつけていただくというような形。土の中に鉄を入れておけば、根元が腐りますから、土の中に入っちゃっている部分は腐らないにしても、酸素がなければ鉄も腐りませんから。ただ、そういう問題をきちんとした規格に合わせた遊具。だからと言ってコンクリートでやって、子どもがそこから落ちたとか、それによってけがをしたとか、こういう問題なども考えなきゃならないんだろ



うというふうに私も思っておりますので、その辺のところは技術的に私はわかりませんが、そういうふうなしっかりと安全なものをつくっていただきたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、見川町丹下児童遊園について、ちょっと質問したいんですけども、ここに児童遊園ができました。私、ちょっと感じたのは、この公園が非常に何か変形、わかるように変形なんですよね、児童遊園というのは、本来ならば、もっと使いやすい四角形みたいなものが必要だと思うんですけども、写真でもわかるように、ここは出っ張っているんですよね。だから、こういうものはなるべく四角形になったほうがいいと思うんですけども、これは規則とかあれはないんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

なるべく形はいいにこしたことはないのは確かでございますが、そういった規定を明確にしているものではございません。ただし、言えるのは、こういった開発行為を行いますと、その開発行為をやったエリアの方たちが使うみんなの施設、児童遊園ですとか、ごみ集積場、あと防火貯水槽、こういったものはどうしても1つの場所に集められてしまいますので、こういった中で、今回、やはり防火貯水槽というものがどうしてもありまして、形が少し不整形みたいになるかとは思いますが、こういったものは開発業者の皆様とお話ししながら調整しておりますので、一応こういった形でやっております。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私もこの近く公園、新しくできた見川町大山台第2児童遊園に行ってきましたけれども、結構きちんとした四角形で、非常に使いやすい公園になっている、これはいいなというふうに思いました。

それと、もう一つは、このさっき言った見川町丹下児童遊園なんですけれども、ここにはいわゆる鉄棒とベンチしかないんです。これはこれでいいんですか。要するに、鉄棒というのは遊具の中に入っているんですか。ちょっとそれを確認したい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の中庭委員が質問している児童遊園については、150平米程度の児童遊園になりますので、先ほどお話ししたとおり、児童遊具については1基ということになります。この場合は開発業者さんのほうが鉄棒を設置したいということでございましたので、それを認めて今回に至ったものでございます。

以上です。

○中庭委員 じゃ、要望としてですけども、私、これを見て非常に小さな低い鉄棒があったというだけで、本当にそういう点ではこれで遊具と言えるのかなとちょっと思ったんですけども、いずれにしても住民の皆さんが楽しめるような児童遊園にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、私、写真を撮ってこなかったんですが、見川町釜場第2児童遊園のところの、最近では全部見てくると平仮名が振ってあってわかりやすくなっているんですけども、もうちょい手前に立てれば、というのは、電柱を支えるやつが遮っているんですね、目の前で。ちょっと細かいことなんですけれども、できれば間にすればよかったのかなというのが1点気がつきました。

それから、もう一つは、先ほどの見川町丹下児童遊園なんですけど、これは開発行為の団地全体が坂道になっている一番下なんです。ですから、かなり大雨が降ったときに公園のほうに雨水が入ってくるんじゃないかと。しかも、そこだけ山砂とか足跡が残るような、使い勝手がちょっと悪いかな、雨上がりの後ですね、ちょっとそういうことに気がつきました。

中庭委員が言ったように、どこを見ても四角いところがありませんよね。その土地をうまく活用してつくられていて。

これは余談になりますけれども、ごみ置き場もほとんどついていたんですけども、ちょっとついていないところは、恐らく皆さんで相談するのかなと思うんですけども。

遊具も全部、鉄棒も滑り台も見ましたけれども、しっかり今のところはできていますけれども、先ほど松本委員が言われたようなその後の管理はしっかりしてもらって、事故のないようにしていただければと思います。

以上です。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

各施設の児童遊園については、各開発業者さんから帰属を受けたものですから、今後しっかりと管理をして、市民の皆様が御利用しやすいようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第119号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第120号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第120号についてお聞きいたします。

第6条の1項で、市内に住所または勤務先があることが入居の条件となっているのが現行ですが、これを削除することになりました。

そうなりますと、今度は水戸市内に住んでいなくても、あるいは勤務先がなくても入居できるということ、これは私は前進だと思っておりますけれども、これはどういう理由で削除することにしたのか、お答えいただきたいというのが1つです。

2つ目は、第6条の1項で市税の完納条件、この例外が設けられましたが、私は、これもやっぱり滞納していて、なかなか市営住宅に入れないという中で、今回はこれが例外になったんですけども、どういう形

で今後はこれにかわるようなものは、例えば分納でも認めるとか、そういうふうになると思うんですけども、その詳しい中身はないのかなということが2点目です。

それから、あとはこの連帯保証人制度がなくなるということで、これは入りやすくなるということで。特に高齢者、低所得の方が入りやすくなると思うんですが、そうすると、連帯保証人にかわるようなものが、例えば、東京都では緊急の連絡先を書いていただければ大丈夫だということなんです、その辺はどうなるのか、その3点についてお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、1つ目の市内勤務先等の条件を削除するというございですが、現在の入居の仕方で行きますと、市外の方で市営住宅に入りたい方は一度住民票を市内に移してから改めて申し込むと、そういった手続の無駄が出ておるのが現状でござい。水戸市内に勤務していない方の場合ですと、スムーズに入居できるように、市外のほうからもそのまま入居手続でいけるようにということで考えております。

そうすることによって、定住人口とかの観点から見ても効果が出るのかなと考えております。若い世代関係の方、子育て世代の方を本市のほうに流入、流すということを目的にしております。

続いて、2つ目の市税の完納ということの御質問だと思うんですけども、1つの例として言いますと、滞納がある場合であっても、きちんと分納しながら解消を図っている方、そういった方の入居を認めるというような考えを持っております。こちらのほうは今現在、規則全体を見直す作業を行っておりますので、具体的には今言ったぐらいの御説明しかできないので、御理解願いたいと思います。

最後、3つ目の連帯保証人を外した後の連絡先関係というお話だと思うんですけども、こちらのほうは連帯保証人のかわりに親族等の方に対して緊急連絡先を求めるとか、そういうことを今検討している状況でござい。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が質問した第1点の水戸市内に住民票がなくてもいいということなんですけれども、水戸市内の空き家は政策空き家も含めると700戸もある。三千数百戸のうち700戸ですから、大体4分の1ぐらい空き家になっているので、そういう点では積極的に水戸市内で住んでもらうというのは、水戸市の活性化にもなっているんじゃないかなというふうには思いました。

それから、市税の完納についてもやっぱり、きちんとこれは分納条件を明示して、入りやすくするというのも必要じゃないかなと思うので、以前は例えば3回以上実績がある、あるいは4回以上、今はいろいろな状況がありましたけれども、そういう点では、ぜひ分割納入ができるような具体的な事例を即刻つくっていただきたいというふうに思います。

それと、私、東京都の状況を調べたんですけども、連帯保証人制度は東京でも廃止するし、県内でも廃止する自治体が幾つかあります。全国でも国の通知によって廃止するというのが横浜市だとかあちこちで今あるんですけども、そういう中で、現在入居している人についても名義人が申請すれば、連絡先を変更できるというのがありますけれども、こういうものが水戸市でもないのかどうか、お答えをいただきたいと

ということが1つです。

それから、もう一つは、今回の条例の中に法定利息というものがあるんですよ。これは何なのか、この法定利息についてこれを今度に変更すると、この規定を変更するというのは一体何なのかをお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現在入居している方の連帯保証人のほうの廃止もあるのかという御質問かと思うんですけども、こちらのほうは、現在入居の方の連帯保証人の見直しにつきましては、東京都も含めて、他市の事例を参考にしながら、同様な条件にできるように、諸条件等の整備を現在行っているところでございます。

また、法定利息のほうなんですけれども、こちらのほうが参考資料の9ページに民法の抜粋ということでおつけしていると思うんですけども、延滞利息等、これまで市の条例では5%ということで、法定金利で行っておりました。こちらが民法の改定によりまして、令和2年4月より法定利率という言葉に変えて対応すると。同時に法定利率が3%というふうになるところでございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 法定利率というのは、現在は何%なんですか。3%になるということなんですか。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 今はないです。

○中庭委員 今は規定がない。そうすると3%の法定利率にするというのが、今回の条例改定だということなんです。

わかりました。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 以前、私のほうに相談のあった方でも、連帯保証人のことで、親族が市内にいない、県内にもいないということで、なかなか探せなかったということを考えると、本当に今回のこの連帯保証人がなくなるということはすばらしいことだと思います。

先ほど、もうちょっと質問があったのでわかりましたけれども、あくまでもこれはこれから入居する方が対象ということでよろしいですね。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 今回、条例を改定する件に関しましては、施行日の令和2年4月1日以降に入居する方ということでよろしく申し上げます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 これまでも連帯保証人がいても、滞納の件で、法廷でいろいろありましたよね。今回、この国の制度によって、連帯保証人は要らないというようなことになっていて、そうするんだけど、水戸市独自でもって保証協会というのがあって、宅地建物取引業協会では連帯保証人は民間人は入れなくても、保証協会が認めれば入居できるんですよ。

そういうこととか、もう一步安全な、何か月滞納したら出ていただくと言ったって、なかなかそうは簡単

にいかないんじゃないのかなというふうに私は思うんです。

ですから、県の住宅管理センターとの協議の中で、これもこういう条例を提案するというので、話し合われたんだろうと思うんですけども、水戸市独自のやはりそうした連帯保証人をなくしたことによって、さらに滞納額が今でも4億円か5億円ぐらいあるかと思うんですよ。さらにそれがふえていってしまうという可能性というものが私はあるような気がするの。ですから、水戸市独自でもってそういう保証協会等の中に入れて、入居の契約を結んでいくというような手法などは、私はそう思うんですけども、私がお客ならそうしますよ。

水戸市がお客さんだから、滞納になってもそれは自分が支払えたものじゃないから、それでいいのかもしれないけれども、やはりその滞納額がふえていくということというのは考えられませんか、今度の条例によって、連帯保証人が要らなくなることによって。私はその辺がちょっと心配をしている部分なんですよ。

ですから水戸市独自でもってそういう保証協会みたいなものを。宅地建物取引業協会はそういう扱いはしているわけですから、安全にそういう争いがないような方法というものはとっていると私は思っていますよ。ですから、その辺のところも県の住宅管理センター、そちらのほうともう少し話を詰めていったほうが良いような気がするんですけども、これは答弁にはならないよね、どうせね。

要望しておきますよ。要望でいいよ。そういうのを話し合ってみていただいたほうが、やはり住宅政策課としても安全じゃないですかと思います。

○飯田委員長 それじゃ、御要望ということで。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第120号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第124号 指定管理者の指定について、質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第124号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第125号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、これは賛成なんですけども、ちょっとお聞きしたいことが1点ありまして、水戸北スマートインターチェンジの開通に伴う認定と廃止というのがあるんです、これ飯富、ページで言うと……

私の質問は、この認定に当たって、あそこが水没して、今水戸北スマートインターチェンジが暫定的な利用になっているんですけども。

しかし、ここは要するに水害によって、台風19号によって、開通したほぼ直後ですよ。1カ月もたたないうちに道路が冠水して、ここが使えなくなっちゃったというの、これ、損害というのはかなり出たんですか、これ。何か、前の話では数億円ぐらいかけてつくったのに、その直後に水没するという事なんですけれども……

○飯田委員長 それは認定、廃止の話と違うんですけども、すみません。

ほかにございますか。道路の認定について。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、ちょっとわからないもので、幾つか聞かせてもらいます。

まず順番でいくと、寿277号線が開発行為で道路ができています。ただ、そのすぐ脇が空き地になっていて、また何か開発行為が起きるのかなというような感じがちょっとしたんですけども、そういうときは、またこの道路というのは市道になるわけですから、使えるんですよ。ちょっとその辺が1つ疑問だったので。

それから、吉田328号線、これは現状で隅切りのところはもうできているんですけども、これでもう完成という形で隅切りはオーケーというふうに思ってよろしいんですか。

それと、赤塚419号線は突き当たりのこの道路はこの図面だとわかりやすいんですけども、何か、どこからどこまでが何号線なのかというのがちょっと疑問でした。これは、大丈夫です。

それと、見川298号線で旧道路、ここはもう舗装されていたんですけども、こういうところというのは当然、市の道路になるので、途中でまた傷んできたときには舗装するという形ですか。

それと、これ水戸北スマートインターチェンジなんですけれども、このインターチェンジの認定道路なんですけれども、廃止のほうで、飯富175号線が廃止されて、それで飯富288号線、①は飯富288号線ですよ。そうすると、これが短くなるという形で、このなくなった部分というのは、道路がなくなってしまいませんか。もし、なくならなければ、今のままでも何ら問題ないのかなと思うんですけども。

それと、今度は①の飯富147号線がなくなって、これは当然わかります。高速道路の関係でなくなって、新たに②と③ですか、飯富289号線と290号線ができるんですけども、この飯富289号線のほうが、これって道路、これで残っている、なくなるならわかるんですけども、何かこう使っている道路なのかなというのがちょっと疑問なんです。

あと、常磐353号線のところは、開発行為でできた道路にプラスあるのは私道というような感じ、公園のさっきのところちょっと、ここはもう道路、今回の認定じゃなくて、私道という形でよろしいんですよ。

最後に、国田153号線の認定外道路。認定外道路というのがちょっとよくわからないので説明してもらいたい。というのは、隅切りが全然なくて、これでもうあのまま、この議会が終わって承認になると、認定されるということでよろしいんでしょうかね。隅切りがなくても認定外道路というのは大丈夫なのか、その辺のことをちょっと教えていただければ。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

前からいきますと、まず、寿277号線、こちらのほうは開発行為が行われて帰属された道路になってございますが、横に長い形での開発行為になっておりまして、途中まで今回道路に引き受けて、その先が宅地として利用されるような形で今の段階の計画にはなってございます。なので、今回の開発行為として完結した部分で帰属を受けたという形になってございます。

この後、ちょっと地主が一緒なのかどうかわかりませんが、現段階ではこの形で受けて、また、今回もほ

かの路線でもありますけれども、その奥に開発が入って、道路をつくりかえて、また開発が行われた場合には、その段階で、今回認定した短い部分を廃止して、奥まで一体になった形での再認定という形の手法をとらせていただいておりますので、今回も同様な路線がちょっと幾つか入っておりますので、そういう形で手続のほうを進めてまいります。

吉田328号線、118ページにお示したところにつきましては、現在、隅切りができてございますので、その隅切りのままその形状でいくという形になってございます。

あと、120ページでお示した見川298号線、御質問をいただきましたように、現地のほうは舗装がかかって、何ら損傷のないような道路になってございますが、今回の議会で議決していただいた後、管理が水戸市道路として管理された後、損傷の度合いによってまた維持修繕のほうを図っていくような形になります。

あと、次が、123ページの水戸北スマートインターチェンジ絡みの部分の御質問でございますが、①の飯富288号線、これは129ページにお示した廃止の図面と見比べていただくと、確かに矢印の向きが逆になっていて、一部欠落しているという形になってございますけれども、今回のスマートインターチェンジの開通に伴いまして、飯富175号線の一部の部分がインターチェンジの入り口として使われていることから、市道として直接そのまま通り抜けができないような形になりました。なので、今までは国道123号線から真っすぐ行っていた道路が真っすぐ通れなくなりましたので、逆に今回の移転側の東側の道路から行きどまり道路という形での認定になってございます。

あと、ほかの部分的に高速道路からおりてくる、それから高速道路に乗るためにつくられたランプの道路で、道路が塞がれて実際通れなくなったところについての廃止、再認定については隣接地権者とか個人の権利者の方々もいらっしゃいますので、そこの方々のための機能保障ということで、機能をそのまま残す形で認定をしたものでございますので、②飯富289号線の短いところとかについてもそういった理由で再認定をさせていただいているというような形になってございます。

あと、125ページにお示しております国田153号線として上げさせていただいたものについては認定外道路、いわゆる農道でございます。今回、ここの部分について隅切りがない理由につきましては、接続する県道長沢水戸線、県道のところに結構幅の広い歩道がございまして、その歩道の部分が隅切りのかわりをするというので、そこで隅切りが設けられていないという形になってございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、ありがとうございました。

最後にちょっと1点だけ、これは関係ないと思うんですが、参考の資料だと31ページで、内原8-3149号線と内原8-3150号線のところで、コンビニがあるほうの歩道がすごく広がって、本来の歩道が倍になったような感じで、その真ん中に電信柱がちょうど立っているんですけども、これというのはこの開発の絡みでこうなったのか、そういうものというのわかりますか。

○大森建設部技監兼建設計画課長 コンビニ側ですか。

○五十嵐委員 コンビニ側の。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それはちょっとわかりません。

こちらの開発側なら……

○五十嵐委員 コンビニじゃなくて開発側なんですけれども、コンビニがある側の道路、要は内原7-705号線の道路なんですけれども、起点となっているところの歩道がすごい倍ぐらいになっちゃって、その真ん中に電信柱が立ったままになっている。余り見かけない感じなので、開発行為のためにそうなったのか、そうではないと思うんですけれども、一応確認です。わからなければ結構です。この開発行為で影響があったのかどうかということだけちょっと。今じゃなくても結構です。

○飯田委員長 じゃ、よろしいですか。

○五十嵐委員 はい。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 飯富のほうなんですけれどもやっぱり再認定というあれなんです。私はその認定というのは最低基準が4メートル、道路建築基準法上。4メートルが最低の認定というふうな認識ではいたんですけど、これはももとの農道だったんだろうと思うんですけれども、この地域は、できれば前にもお話し申しあげましたけれども、5.5メートルぐらいの空地ですから、この幅員では、2メートルなり3メートルでしょう。せっかく認定してもやはり十分な道路の利用というのがなかなか難しいんじゃないのかなど。4メートルでさえ、今、車と車がすれ違えない時代ですから、私は前から5.5メートルにしたらいかがですかということをお願いしてきたんですけど、この再認定の2.何メートルから3.何メートルか、今、4メートルいかないんですよ。この辺の認定に当たっての考え方というのは、課長のほうで何かありましたらお答えください。

それと、もう1点。これは、この認定とは関係なんですけれども、前もお話し申しあげましたように道路の名称、例えば、私のほうの東野町に東野町何号線というものは1本もないの。みんな笠原何号線になっている。ですから、市民の方から言われてもどこか場所もわからない。笠原何号線はどこなんですとか、わかる人は調べてきますから、だからそういう名称のこれはなかなか困難なんじゃないかな。できれば、やっぱり直してほしいなと私はこう思っています。

それから、通称都市計画道路3・4・16号線から都市計画道路3・3・16号線になりましたよね。愛称名アナハイム通りもあります、花みずき通りも。ここはさくら通りになっています。桜の木がなくなっちゃって、今度は何通りになるのかと、こういう質問も市民の中から聞かれているんですけれども。どういうふうにご対応は、愛称名と道路のこういうものも今、即答でなくていいですけども、考えておいていただきたいというふうに思っています。

ですから、冒頭の4メートル未満の道路の認定をするに当たって、地権者の皆さん方と立ち会って、境界を決めて、そして、ここに認定というそういう流れになってきたんだろうと思うんですけども、その、それ以上の幅員を広げるといような要望とか指導とかはなかったんですか、これ。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の狭いままの再認定とは、広い4メートルというも



のにしたらいいのではないかという御提案の件でございますが、今回、水戸北スマートインターチェンジの部分のエリアにつきましては、もともと圃場整備が行われて、既存で道路があったところにインターチェンジが乗ったというような形になってございまして、関係する部分の用地買収とかもさせてはいただいて、今回開通という形に至りましたけれども、それでお話の中で、沿線の方々からせっかくだからという声はちょっと実際には余り上がっていなかったのと、私もあそこまでのエリアで広範囲にわたる部分で調整はちょっとできなかった部分もございます。

ただ、いずれにいたしましても、道路の幅員を広く再認定するという話になれば、きちんとした測量、それから地権処理、そういったところもなかなかきちんと進めていってから、幅員を確保して認定するという形になりますので、今回やらせていただいたのはそこまでの整理ではなく、既存の機能のほうをきちんと担保するという形の手続を踏ませていただいたということで御理解いただければと思います。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 話しかわるんだけど、スマートインターチェンジがフルインター化になるときは、都市計画部のほうとしては、要するに農業振興地域ですよ、農振地域でしょう、この辺の地域は。ですから、私は、あれはもう前からフルインターになるということは予測されておったんだから、今、水戸市で誘致と言ったって、前もお話ししましたように、工業専用地域というのはいないんですよ。ないでしょう。ですから、私はあのフルインターを生かした都市計画のほうの見直しというものをすべきだったんじゃないのかなというふうに思っておったものですから、今に関連して、そうした方向になった場合に、道路なんか幅員を広げていかなくちやいけない。だから、そうなるまでには時間はかかるんだろうとは思いますが、今度は都市計画部のほうの話になりますから、やる気があるのかないのかの問題だと思います。

せっかくのフルインターができて、周辺が農業振興地域であったらば、工場なんか全然できませんよ。じゃ、今、例えば大手企業が水戸市に進出したいと言った場合には、じゃ、ここへどうぞという受け皿がないでしょう、水戸市には。

だから、言っていることとやっていることとが、その辺のかみ合わない部分があるんじゃないのかなというふうに思っています。これも宿題でいいですよ。

ですから、その辺のところも踏まえて、今後のやっぱり行政、水戸市の発展につなげていっていただきたいという要望にとどめておきたいと思います。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第125号についての質疑を終わらせていただきます。

時間がお昼にかかっているんですが、どうしましょう。

あと、補正予算2つと専決処分、あと3つです。

継続でいいですか。

[「やりましょう」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 やります。

次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第8款（土木費）

について質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 これは人事院勧告ですよ。人事院勧告で建設部、都市計画部の土木費ですけれども、72万円を人事院勧告で引き上げるといって、1人当たり大体どのくらい値上げになるんですか、これ。

議案第133号は、これは一般会計の補正予算ですよ。これは、要するに人事院勧告に伴う関係部署の引き上げになるということで、先ほどどなたか70万円の部署が75万円に上がったとか、140万円上がったとか、56万円上がったとか、いろいろ関係部署が言いましたけれども、だから、これは1人当たりどのくらい値上げになったんですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

人事院勧告による給与改定の件だと思いますけれども、給与改定によりまして、職員の給与月額が平均0.1%の引き上げになること、また、勤勉手当の支給割合が0.05カ月分引き上げられるということで、それらの引き上げに伴う共済費などの増額が原因となっておりますので、それがそれぞれの部署にいる人員等に反映させてこのそれぞれの金額になっているという形でございます。

○中庭委員 それはわかっている。

大体1人当たり幾らぐらい。

○大森建設部技監兼建設計画課長 そちらのほうにつきましては、それぞれの部署によって、立ち位置によりまして給与が違いますので……

○中庭委員 家族が例えば2人いれば、3人いれば幾らぐらいになるかというのはわかっているのですか。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 事例として、独身の大卒の職員が改定前の給与でいきますと18万7,700円の給料だった方は、18万2,200円で年間の支給額として総額影響額で3万4,593円が増額になるような試算はございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 専決処分で災害への問題……

○飯田委員長 それはちょっとまだ次、終わってからです。

それじゃ、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第133号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第140号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 人事院勧告に伴う下水道部職員の給料の値上げということですよ。総額というのはどのくらいになるんですか。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの御質問にお答えいたします。

総額でどのぐらいになるのかという質問でございますが、今回の総額につきましては、全体としまして1,093万9,000円の減額となります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が聞いているのは、人事院勧告に伴う下水道部職員給与の引き上げは幾らなのかということですが。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 失礼いたしました。

人事院勧告に基づく給与改定に伴う増減分につきましては、187万5,000円の増額となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 1,093万円ですけれども、これ、何人分ですか。

○飯田委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 下水道部の職員57名分でございます。

○中庭委員 平均で言うと、1人当たり約2万円ぐらいですね。

わかりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第140号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分）について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この補正予算の中で、これは議案書④の8ページに書いてありますけれども、台風で道路が壊れてしまったということで、5億7,000万円の予算が組まれました。水戸市は激甚災害指定になったんですけれども、この5億7,000万円のうち、国と県で2億4,000万円となっているんですけれども、実際幾らぐらいこの激甚指定でお金が出るのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 5億円。

○中庭委員 ここに書いてあるんですけども。

○飯田委員長 どこですか。

○中庭委員 これでしょう。5億7,000万円と8ページに書いてありますよ、議案書④の。書いてありますよ。

課長さん、そうすると、5億7,000万円のうち、大体、今どのくらい激甚指定で国から補助金が出るのかというのをお答えいただきたい。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 中庭委員の御質問にお答えします。

今、予算書上の話で5億7,000万円の災害復旧費のほうを補正させていただいておりますが、その中で、国の災害査定として想定している費用につきましては3億6,000万円、工事請負費で3億3,000万円、それから委託費で3,000万円の3億6,000万円相当が多分対象になるであろうという形で見積もった形でいったときに、その割合として2億4,000万円が国費として充当されるというような形の予算を計上させていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 実際はどうなんですか。実際はこれを上回って、何か激甚指定されると9割近く出るという話もあったけれども、これはどうなんですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在、その災害を受けた場所について国の現地査定とかが入って、今、額の確定作業を進めているところでありまして、この後、そういったものが決まり次第、工事の復旧などの手続を進めていきますので、ちょっとまだまだ金額は確定していないような状況でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 最終的にわかったら、議会で報告をいただきたいと思うんですけれども。

それと、もう一つは、市道飯富172号線、これはさっきの道路の認定の水戸北スマートインターチェンジのところがありましたけれども、あの中で、国田大橋の脇の通行どめになった道路がありましたよね。今回、水が出て、那珂川にポンプで排出したということですが、これは今、どんなふうになっているのか、この5億7,000万円の予算の中でどうなっているのか、お答えいただきたいと思うんです。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきましたのは、那珂川の堤防敷の脇にあった道路、飯富172号線でございますが、こちらのほう、今回の台風によりまして、相当な被害があった中で、応急復旧工事を進めて、12月2日の時点で開通のほうをさせていただいております。その後、災害査定の現地調査を今、受けている最中でございますので、この後、本復旧に向けた手続を進めていくような形を考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 仮復旧して、通れるようになったということなんですか、はい、わかりました。

それと、もう一つは、私、前の委員会で国田のほうで那珂市の通行どめになった地域がありましたよね、道路がぐしゃぐしゃになってしまって、道路が通行どめに。あそこはどうなったんですかね。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

御質問いただきました国田と那珂市の境のところにある路線で言うと、国田146号線という道路になりますけれども、こちらのほうについては、現地、地元のほうから早期復旧というわけではなく、きちんと直してほしいという声がありましたので、通行どめをかけさせていただいて、現場のほうを保存した形になっ

てございます。

これにつきましては、せんだって現地のほう、災害査定の現地調査が入りましたので、この手続を踏んで、どういうふうな形に直すのか、復旧に向けた手続をこの後進めていくような形になります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回の台風19号で、前回の委員会では6本ですか、通行どめになったのは6本と言いましたけれども、これはどうなったんですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回、そういった形で報告させていただいているうち、交通量が多いところとかを順次開通させて、今日供用開始させていただいている中で、2本だけまだ災害査定の関係で通行どめをかけているような状況になっています。それが国田ともう1本農道がございまして。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 復旧で通行どめを解除して、道路を整備していただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございせんか。

小川委員。

○小川委員 災害復旧費の中で、先ほどの大森課長のほうから建設部として5億7,000万円という数字が出てまいりました。これは端的に言うと、いわゆる建設部全体の中での5億7,000万円、その内訳というものを踏まえて、これは上下水道局も踏まえた部分であるのかな。これは別ですか。

○松本委員 こっちで専決処分をやった金額。

○小川委員 今、そうですけれども。じゃ、それは別個の数字であると、あくまでも。一丸となってやはり1つの部としての5億7,000万円が専決処分に当たるのかなと。であれば、当然、上下水道局の区分を踏まえると、もっと数字は上がると。その辺をちょっとお伺いしたいと。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 まず、下水道部につきましては、下水道施設において被害はございませんでしたので、今回専決処分もしてございません。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

都市計画部においてもございませんでした。専決処分はしておりません。

以上でございます。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 内訳的にはわかりました。

じゃ、了解いたしました。

○飯田委員長 ほかにございせんか。

松本委員。

○松本委員 専決処分した金というものは、100%国から来ますか。何%来るんですか。水戸市全部での総額は私は60億円からなるだろうというふうに思っています、全部でね、この災害についてね。ですけれども、私は9割9分国のほうから、後から金があるだろうというふうな認識ではいるんですよ。ですから、この5億7,000万円の建設部だけのお金が幾ら国のほうから、じゃ、来る予定になっていますか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の5億7,000万円の内訳については、国の災害査定を受けて受けるものと、それから市でやる最初に起債を充ててやるものとか、幾つかの手法をとってございまして、国の補助金、もしくはその後、市債を発行した後の交付税措置などによって、国のほうから来るお金を計算していきますと、実質市の負担として約15%ぐらいが市の持ち出しというような形になってございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 専決処分したというものは、全てこの災害の復旧費だというふうな認識を持ったんです。しかし、それとは別に建設部のほうでは、別個に予算を専決処分したと言うんですか、その。

○飯田委員長 じゃ、もう一度、大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の質問にお答えします。

今回の土木施設災害復旧費については、工事委託に関するものが全てでございまして、そちらに充当するときに、国費の裏負担分とか、そういった単市で行う部分も対象にならなくて行わなければならないものもありますので、そういったものも含めて全てで5億7,000万円のほうを専決処分させていただいてございます。

先ほど御説明さしあげたように、国の災害査定等によって確定した額の裏で入ってくる国のお金、それから市債、起債に充てた分に対しての交付税措置、そういったもので国から最終的に入ってきたもので精査すると最終的に市の負担としては、事業費として15%が実質負担というような形になります。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 5億7,000万円というのがありますよね、補正予算の中に。そうすると、この中にこの予算書では、国県支出金が2億4,000万円と書いてあります。これがそのお金なのか、2億4,000万円というのがお金、要するに今言った85%のお金の件を言っているのですか。地方債というのは3億2,000万円とありますよね、これはまだ大まかな概算だと思うんですけども、この意味をちょっと教えていただきたい。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

計上してある補正額5億7,000万円のうち、先ほど国の査定として、補助として対象として見ているものが工事請負費の5億3,000万円のうちの3億3,000万円、それから委託費の4,000万円のうち3,000万円、合わせて3億6,000万円を国費の対象として見ております。そちらのほうの部分で入ってくる国庫負担金として3分の2が適用になりますので、2億4,000万円がそのまま計上、それか

ら残る起債として充てさせていただいております3億2,000万円はその国庫の対象の裏負担とかになりますけれども、そのうちの裏負担分については100%,それから単独費として2億円ほど、3億2,000万円のうちの1億2,000万円が国費対象、それから裏負担の部分が2億円という形になってございまして、市のほうで充てられる交付税措置は市債の65%が充てられるような形になります。

なので、それで足し上げたときに、最終的に市の負担として持ち出すのが約15%といったものは、一般財源としての1,000万円と市債として自分でも捻出しなければならない7,500万円、要は8,500万円が市の持ち出しという形で約15%程度という御説明をさせていただきました。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると5億7,000万円のうち、今言った8,500万円が市負担分、残りは国から出るということになるんですね。これが85%なんですね。15%というのは要するに市が負担の8,500万円余りが15%だということですね。わかりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、報告第95号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案等の質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願います。

以上をもちまして、都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 零時27分 散会